

様式2 料金後納承認請求書（内国郵便約款第49条第2項及び第52条第1項関係）

料金後納承認請求書

郵便局長 殿

平成 年 月 日

住所又は居所
請求者
氏 名 印

料金後納の承認を受けたいので、請求します。

1 希望する差出事業所

※ 複数の事業所での差出しを希望される場合には、この請求書とともに「後納郵便物等他局差出承認請求書」を併せて提出していただきます。

2 1か月の差出予定回数

3 差出開始予定年月日

4 後納料金等の支払方法

- (1) 口座振替払（請求者指定の金融機関預貯金口座からの振替払）
(2) 銀行振込（日本郵便株式会社の指定預金口座への送金による支払）（※送金手数料は請求者負担）
(3) ゆうちょ銀行窓口払

5 1か月の差出予定通（個）数及び料金等の概算額

郵便物等の種類	特殊取扱等の種類	差出予定通（個）数	料金等概算額	摘 要
合 計				

6 担保の軽減又は免除

次の事由に該当するため、担保の軽減又は免除を申し出ます。

なお、本申出に係る担保の軽減又は免除が取り消されたときは、直ちに所要の担保を提供します。

(1) 現に後納の承認を受けていない場合

区 別	事 由	申 出
担保免除	ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。	
	イ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。	

(2) 現に後納の承認を受けている場合

区 別	事 由	申 出
担保軽減	ア 最近1年以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
担保免除	イ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。	
	ウ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、最近6か月以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
	エ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。	
	オ 後納料金等を3年以上継続して支払期限までに確実に支払っていること。	
	カ オにより担保の免除を受けた者（法人に限ります。）に属する本店、支店等であって、「担保免除申出書」を提出すること。	

7 連絡先

(1) 連絡部署

(2) 担当者名

(3) 電話番号

備 考

- この請求書は、郵便物等の差出しを希望される事業所に提出していただきます。
- 請求者欄には、署名し、又は記名押印していただきます。
- 希望する差出事業所欄には、後納郵便物等の差出しを希望される事業所名（1箇所に限ります。）を記入していただきます。
- 後納料金等の支払方法欄には、希望の番号に○印を付けていただきます。
- 「摘要」欄には、次に掲げる区別に従い記入していただきます。

区 別	記入事項
1 定形外郵便物（郵便区内特別郵便物若しくは配達地域指定郵便物又は新特急郵便、巡回郵便若しくは電子郵便として差し出すものを除きます。）であって、次に掲げる重量、長さ、幅又は厚さを超えるもの (1) 重量1キログラム (2) 長さ34センチメートル (3) 幅25センチメートル (4) 最も厚い部分の厚さ3センチメートル	「規格外」の文字
2 郵便区内特別郵便物	「区内特別」の文字
3 配達地域指定郵便物	「配達地域指定」の文字

- 請求者において、適宜、記入欄を増減し、又は事項を記入しても差し支えありません。
- 担保の軽減又は免除欄には、担保の軽減又は免除を申し出る場合に限り、該当する項目の「申出」欄のいずれかに○印を付けていただきます。ただし、請求者が官公署又は特別の法律をもって設立された法人（内国郵便約款別記3に掲げるものに限ります。）であるときは、記入を要しません。
- この用紙は、日本工業規格A4とします。

- 9 この請求書に、本人等確認書類を添えていただきます。
- 10 支払うべき料金等（延滞利息を除きます。）について支払期限日を経過してもなお支払がない場合には、支払期限日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。